

広大地評価活用した相続対策

家主のための 土地活用術

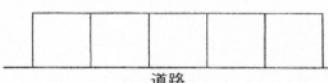
適用判断難しい マンション適地

広大地評価が昨年改正されその適用条件を税務当局が厳しく調査していくようになりました。

実は、通達における改正広大地評価の思惑は、正広大地評価の思惑とどちらあります。単純に500m²以上の土地すべてが広大地になるといふものではありません。特にその除外になるものが、①大規模店舗と②アーリーレストランの建築された敷地です。また、②間口が広く道路に接していて奥行きがない土地(いわゆる羊かん切りの土地・図1)も除外です。

そしてなんと言つても③マンション適地なるものが、くせ者です。これは実際の評価の現場では難解な判断を要します。

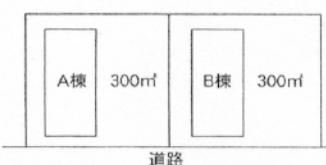
図1・羊羹切りの土地
(開発を必要としない土地)



道路

付帯するが、周辺の最

図2・2区画の貸家建付地
(300m²×2=600m²)



分譲地に
跡地売却し

すでに東京の郊外では、街道に面したファミリーレストランの跡地が相続後

売却され戸建て

江里口吉雄

プロフィール

1950年東京生まれ。大学卒業後、インドネシアで旅館を経営しヒッピーとなる。帰国後、山尾三省・サカキナオと日本に日本のカウンターカルチャー運動に参画。その後、静かに廻船・舟井洋一郎とF.P.事務所を開く。F.P.事務所において相続F.P.の提携者となる。F.P.関連の講演、雑誌執筆掲載など多数、相続支援ネット理事、相続F.P.研究会理事。相続F.P.収成スクール(近畿セールス社)副校長。日本再生リサイクル協会技術委員。エリックF.P.事務所代表。

超えると評価外 容積率300%

従来の財産評価通達でいわゆる駅前の商業地域が高度利用地域ということで広大地評価の適用除外となっていました。

が、昨年の通達改正でこの④容積率300%以上(分譲)に適している」は広大地評価除外と明記されました。

しかし、現実に今現場で起きていることは一住

地の容積率200%の地域でも「マンション適地」としての出店は聞いたことがありません。また、このファミリー

企業のファミリーレストランはすべて建物の販賣ですが、どうもマンション在地(マンション)も含むとするよう

ですか? 注意が必要です。

次にファミリーレストランですが、広大地評価の適用除外にいわゆる

「ファミリーレストラン」の建築には土地が

評価の基準はあくまで

これは現実の土地利用からすると疑問です。土地

の適用除外にいわゆる

「アーリーレストラン」の建築には土地が

評価の基準はあくまで

これは現実の土地利用からすると疑問です。土地

の適用除外にいわゆる